

農林水産委員會議録 第十六号

昭和三十四年十二月二十二日(火曜日)  
午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君  
理事 利根君 理事 田口長治郎君  
理事 高石幸三郎君 理事 永田 亮一君  
理事 丹羽 兵助君 理事 赤路 友藏君  
理事 石田 有全君 理事 芳賀 貢君  
理事 小平 忠君

金子 岩三君 金丸 信君  
倉成 正君 笹山茂太郎君  
本名 武君 松田 鐵藏君  
足鹿 覺君 實川 清之君  
中澤 茂一君 小松信太郎君

出席政府委員

農林政務次官 小枝 一雄君  
農林事務官 安田善一郎君  
農林事務官 (畜産局長) 伊藤 俊三君  
農林事務官 (畜産局畜産課長) 占野 靖年君

農林事務官 (畜産局飼料課長) 安井 三郎君  
專門員 岩隈 博君

委員外の出席者  
農林事務官 伊藤 俊三君  
農林事務官 (畜産局畜産課長) 占野 靖年君  
農林事務官 (畜産局飼料課長) 安井 三郎君  
專門員 岩隈 博君

十二月十七日

委員天野光晴君及び高田富之君辞任につき、その補欠として福永健司君及び日野吉夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員田邊國男君辞任につき、その補

第一類第八号

農林水産委員會議録第十六号 昭和三十四年十二月二十二日

欠として加藤常太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十二日

委員早川崇君及び栗原俊夫君辞任につき、その補欠として田邊國男君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十七日

開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(平野三郎君紹介)(第二〇三三三号)  
同(佐藤洋之助君外三名紹介)(第二〇五六号)  
同月十八日  
開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(足鹿覺君外一名紹介)(第二二二七号)  
同(櫻井奎夫君外三名紹介)(第二二二八号)  
同(菊地養之輔君外三名紹介)(第二二二九号)  
同(芳賀貢君外二名紹介)(第二二三〇号)

同月二十一日  
水俣病による漁業の被害対策に関する請願(池田清志君紹介)(第二三四四号)  
治山事業特別会計制度創設等に関する請願(池田清志君紹介)(第二四一八号)  
新生崩壊地の復旧促進に関する請願(池田清志君紹介)(第二四一九号)  
漁業協同組合整備促進法制定に関する請願(池田清志君紹介)(第二四五一号)

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

土、い、線虫防除対策事業の拡充に関する請願(池田清志君紹介)(第二四五二号)

同月二十二日

委員早川崇君及び栗原俊夫君辞任につき、その補欠として田邊國男君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十七日

開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(平野三郎君紹介)(第二〇三三三号)  
同(佐藤洋之助君外三名紹介)(第二〇五六号)  
同月十八日  
開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(足鹿覺君外一名紹介)(第二二二七号)  
同(櫻井奎夫君外三名紹介)(第二二二八号)  
同(菊地養之輔君外三名紹介)(第二二二九号)  
同(芳賀貢君外二名紹介)(第二二三〇号)

同月二十一日  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

陳情書(鹿児島市議會議長石井真一)(第九〇〇号)

同月二十二日

委員早川崇君及び栗原俊夫君辞任につき、その補欠として田邊國男君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十七日

開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(平野三郎君紹介)(第二〇三三三号)  
同(佐藤洋之助君外三名紹介)(第二〇五六号)  
同月十八日  
開拓管農振興臨時措置法の改正に関する請願(足鹿覺君外一名紹介)(第二二二七号)  
同(櫻井奎夫君外三名紹介)(第二二二八号)  
同(菊地養之輔君外三名紹介)(第二二二九号)  
同(芳賀貢君外二名紹介)(第二二三〇号)

同月二十一日  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

十二月二十一日  
土壌線虫撲滅対策に関する陳情書(徳島県知事原菊太郎外五名)(第八八四号)  
水俣病による漁業被害対策に関する陳情書(東京都港区赤坂溜池一全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外七名)(第八八五号)  
はげ山対策に関する陳情書(名古屋市中区南外堀町六の一愛知県治山治水協会会長早稻田柳右エ門外七名)(第八八七号)  
出雲崎漁港修築工事促進に関する陳情書(長岡市長内山由蔵外六名)(第八八九号)  
農業土木災害復旧事業促進に関する

〇吉川委員長 これより會議を開きます。

第三十一回国会内閣提出、養鶏振興法案及び第三十一回国会芳賀貢君外十三名提出、飼料需給安定法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

養鶏振興法案  
養鶏振興法  
(目的)  
第一条 この法律は、優良な資質を備える鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいう。

- 一 単冠白色レグホーン種
- 二 横はんプリマスロック種
- 三 単冠ロードアイランドレッド種
- 四 ニューハンプシャー種
- 五 名古屋種
- 六 三河種
- 七 その他農林省令で定める品種

2 この法律において「種卵」とは、鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能な状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

同日の會議に付した案件  
養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)  
飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一四号)

同日の會議に付した案件  
養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)  
飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一四号)

同日の會議に付した案件  
養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)  
飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一四号)

同日の會議に付した案件  
養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)  
飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一四号)

3 この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者を行い、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。  
(種卵及び鶏のひなに関する表示等)

第三條 標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

2 前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者(そのふ化を委託した者を含む)は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種(品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種)を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏については、標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。  
(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)  
第六條 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、その飼養施設における鶏に係る伝染性疾病の発生の状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するように努めなければならない。

2 前条に規定する表示の附され

いる容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、その表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。  
(標準鶏の認定)

第五條 種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏については、標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。  
(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)

第六條 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、その飼養施設における鶏に係る伝染性疾病の発生の状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するように努めなければならない。  
(施設の整備)

第七條 種鶏業者は、その飼養する

鶏が伝染性疾病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。  
2 ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。  
(資金の融通のあっせん等)

第八條 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基く措置を実施するため必要と認められるものの融通のあっせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。  
(罰則)

第九條 第四條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由  
優良な資質を備える鶏の普及を図るため、一定の品種に係る種卵及び鶏のひなについての表示の制度その他必要な措置を定めて養鶏の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

飼料需給安定法の一部を改正する法律案  
飼料需給安定法の一部を改正する法律  
飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)の一部を次のように改正する。  
第五條第二項を次のように改める。  
2 前項の規定による輸入飼料の売渡は、養畜を行う者が直接又は間接の構成員となつている団体で農林大臣の指定するものに対し行うものとする。

第七條の見出しを「(政府所有小麦の売渡に関する措置)」に、同条第一項中「国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、」を「飼料の需給及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、」に、「条件を附することができ、」を「条件を附するものとする。」に改める。  
第十條第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「委員の下に」及び「専門委員」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
輸入飼料の払下げを公正化するとともに、国内産飼料の流通を合理化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由  
吉川委員長 質疑の通告がありま

○丹羽(兵)委員 ただいま御提案になりました養鶏振興法案につきまして、一、二点お尋ねをいたしたいと存じます。

この法案は、前に政府案で出まして、二度ほど継続審議の過程をたどっております。その以前に参議院の方から議員提案という形で出て参りました。本委員会において審議を進めたこととがあり、審議を終わって討論にまで至るところで国会が解散になって、廃案になったという歴史を持つておる法案であります。もちろん、その当時の法案の内容と、今日政府が出した法案の建前は、ずいぶん異なつておる点があるやに私は考えるのであります。

第一に、出されました法案の目的であります。名前はなるほど「養鶏振興法」と同じような字句が使つてありますが、かつて出しました議員立法のときの養鶏振興法と、今日のただいま審議を進められようとしておりまする政府案とは、法案の最も大きな目的が幾らか食い違つておるわけでありまして。そこで、今度の法案の第一條を見ますると、「この法律は、優良な資質を備える鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与する

ことにより、養鶏の振興に寄与する



が、その審議会が相談を受け、諮問され、審議する分野はきまっておることは承知しておるけれども、そういう委員が指名されたとして、いまだかつて、この委員の使命はどういうものであるか、審議会はどのような相談をするかという話なんて一度もない。有名無実です。ただ役人がこういうよろいの下に隠れて仕事をしつらつしつらつから、こういう問題が社会党なんかから出てくるわけですよ。そういう場合にも解釈される向きがあるのですよ。これは私だけの意見なんです、結局、そういう場合に、あなた方は、審議会なんかあまりお使いにならないし、重視なさらないし、政府でやってく。政府というか、役人だけでやってくられた過去があるから、大蔵省にしても法制局にしてもやかく言っているのじゃないか。やらぬだけのことなんです。だから、私は、これは作ってやるべきだという考え、その方が民主的に振興法を自身を成長させる、こういう考え方をしておるのですが、その点について重ねて政務次官にお尋ねしたい。

○小枝政府委員 審議会について私が申し上げますのは、各立法に次から次へと審議会ができるという意味でありまして、審議会は無能なものであるという意味ではないのでございますが、おっしゃる通りに、審議会の活用におきましては、政府といたしましても不満足な点もあり、運用にはまだいろいろ考えるべき余地があると思っております。飼料の審議会もやった例があるのでございませぬけれども、十分にその運用の妙を得ていないということは、全くその通りだろうと思っておりますので、こ

う点につきましては、今後、これは飼料の審議会だけにどまらず、われわれ農林省に關係のある審議会については、今後十分考えて、十分な審議会の効果的な運用をはからなければならぬ、かように考える次第でございませぬ。この審議会の精神は、いろいろな關係の問題について、衆知を集めて、いろいろ専門家、学識経験者、その他これに対する最高の知識を持った方々の意見を聞いて検討するのでございませぬから、これは運用いかによりましては非常に効果のあるものであるといふことは、私は十分認める次第でございませぬ。この審議会の決議して無用のものというふうなことは考えておらないのであります。

○丹羽(兵)委員 ただいまの御答弁で、私どもは、今度の法案の改正の中に養鶏振興審議会なるものを入れて、あくまでこの振興法を成長させよう、また養鶏者の福祉になるいわゆる養鶏振興の法案としていこう、こう考えているわけですよ。そういう意味から重ねてお尋ねしたいが、ただいま政務次官の御答弁を聞いて、なるほどその審議会なるものが無能なものではなく、この中には、あらゆる角度の人が、あらゆる層の人が、また学識経験者を含めて入っている委員会ですから、こういう人々の意見を聞いて行政をなしていく必要は十分考えておる、こういうこと、ごもっともだと思ふ。しかし、それは、私の見るところ、また私が知る範囲内においては、政務次官はさようにお考えになっておりました、全くこ

ういうものがあることをじゃまもののように政府は考えている向きがある。大へん御迷惑な次第かもしれませぬ

が、この法案を審議するにも必要でありませぬし、そればかりではありませぬ。今後、農林省関係諸法令、諸法律の運用の上から考えて参考にしたいと思ひますので、委員長から、一つ今まで審議会及びこれに類する諮問機関にどういふような諮問をここの一年の間になさったか、何回くらい、どの審議会、あるいはどの委員会、どういふ場合に答申なり、審議なり、また意見を賜せられたか、どういふ内容のものか、ただ畜産局関係ではないのです。私は飼料だけを言っているものではない。全体の農林省関係の法令のものなんですか、一つそういうことか。そうでないか、私の考えておるように、ただ作つてあるもの、無用の長物で相談をしない、こういうふうな思いも出てくるのですから、何も資料で与党の議員がこまかく要求する必要はないかもしれませぬから、おわかりになっておつたらそれで結構です。また私は聞く機会がありませぬから、何もそれで取り上げて問題にしようという考えは少しもない。私どもが審議会を作り、今度の法律の改正の中に入れておるのですから、もう少し政府もこの審議会というものに重きを置いていただきたいという考えでお尋ねするだけでありませぬから、もしわかつておりましたら、資料要求ではなくてもいい、御答弁でも結構です。お聞きしたい。

○小枝政府委員 ごもっともでございまして、審議会の非常に重要な使命があり、それが効果を上げておりました、われわれ農林当局といたしましては、も助かつておる点も非常に大きいと思

います。そこで、ただいま丹羽委員から御質問になりました問題は、別に資料でなくても、大体の了解がなければいけませんので、ここに、簡単にございませぬが、一応申し述べてみたいと思ひます。

大休専門委員の置かれておる審議会だけにいたしました、米価審議会、農山漁村振興対策中央審議会、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会、農業観測審議会、かんがい排水審議会、それから、専門委員の置かれていない審議会といたしましては、肥料審議会、飼料需給安定審議会、中央作況決定審議会というふうなものが大体あるわけでございます。この中でも、いずれの委員におきましても、いろいろわれわれ知恵を授けてもらっているわけでありませぬ。ことに昨日も米価審議会の小委員会等が、今年は大休一回の予定でございませぬが、米価の算定方式については、小委員会を作りまして、きのう小委員もできまして、今後一そのこの方面で算定方式と根本的な問題についての検討を願うような段階になっております。それから、飼料の審議会も、すでに一回と、この十二月になりましたから一回さらに審議会を開きまして、飼料の需給安定についての振興に資しておるわけでございます。その他の審議会はおおむねいろいろの問題を特定いたしましたり、予算の要求等をいたしましたときに、一回は開いておるような状態でございます。昨年の年度末に開いておるわけでございますが、ことしも来年度の前に審議会を開きまして、いろいろ御相談をいたしたい、かように考

えておるのでございまして、大体最も必要ないろいろな施設策策定に先立ち、また予算のそれを使いますに先立ちまして、いろいろと御検討をお願いする、こういうふうな方針で、農林省といたしましては鋭意これを活用するといふような方針に立つて進んでおるわけでございます。

○丹羽(兵)委員 まあ与党でこの法案の内容についてございましてお尋ねする必要もないから、私は、特に今度両党で下話をして、両党というか、社会クラブをも含めた社会党と修正案について話し合つておるし、案ができておる。下話できておる。もうすでに政務次官も、その内容については、知つておるとおっしゃらないかもしれませぬ。幾らか御存じのほうだと思つておる。そういう点でその向きをちょっとお尋ねしただけで、あえて異議を言はせぬ、私考えておる。ただ、第一、私考えておる。これは振興法を作つても、何も名はなるほど養鶏振興法でありませぬけれども、養鶏の振興にこれは根本的には役立つかもしれませぬが、現実の養鶏農家にすぐ役立つてこない、こういうことで心配をしまして、まずあすの百よりもきょうの五十を与えた方が農家としては喜ぶであらう、こういう考えで私どもも修正したいという考えを持っておるのであります。政府の考えも、相当先を考えていくか、当面から考えて出発するか、こういう点に違いがあるかと思ひますので、そういう点は御了承をいただければ結構だと思ひます。

それから、審議会について今非常に御丁寧に答弁いただきました、資料の

御丁寧に答弁いただきました、資料の



るといふ場合においては、この種鶏の普及制度あるいは登録制度をとると同時に、一方においては、養鶏農家に直接的な影響のある飼料問題であるとか、鶏卵、鶏肉の価格問題であるとか、あるいは消流対策等の問題について、この法律の中においてそれを整えて、そして強力に進めるといふことであらば、われわれとしても、この法案の目的に対して全面的に賛意を表することができると思ふのであります。

ことしの春提案されて以来、あるいは各方面からいろいろな批判とか要望もあるわけであるから、それらを政府としても御検討になった結果、たとえれば、この法案では内容が不備であるからして、むしろ政府から進んで内容の整ったものを用意したいという御意図はないのですか。

○小枝政府委員 ただいまの芳賀委員のお話は、結局、種鶏の品質の向上であるとかいような問題でなしに、それ以外に卵価の安定、あるいは農業経営、農業における養鶏の振興対策、そのほかのいろいろな飼料の問題等について、政府から進んで改正して法律案を出したらどうかという御意見でございますが、われわれの方といたしましては、一応こういう点で閣議の決定を見、いろいろ省内におきましても検討の結果出しておることでございまして、この国会において直ちにこれを改めて提案をするというようなことは困難であらうと思ふわけでございませぬ。ただ、いろいろ卵価あるいは鶏卵等の問題につきましては、一方におきまして生鮮食料品調査会でございますか、そういうところでもいろいろ検討

いたしておるところでございます。さしあたりこれを直ちにどうするということは不可能であらうかと考えております。

○芳賀委員 それはその程度の御答弁ですが、私の言うように、丹羽委員もそうなんです、この程度の法律じゃ大して意味をなさぬのじゃないかと思ふ。種鶏の普及制度をもっと拡充するという程度であれば、これは行政的な運用で十分できるんじゃないかといううな指摘が行なわれておるのですが、畜産局長はどうなんですか。

○安田政府委員 小枝政務次官から御答弁申し上げましたように、芳賀委員のおっしゃる法案の骨子でございますが、養鶏の対策全体としましては、この政府案はその一部でございますから、当然いろいろなことを成案を得次第であると考えておるわけであります。その点は、おもには予算を計上する、あるいは政府資金をワックを組む等の制度を整えまして、なお成案を得ましたならば——と申しますのは、生鮮食料品調査会とか、家畜取引制度改善調査会等を本年度やっておりますので、まだ未答申の分がかなりございまして、答申を得ましたならば、それを尊重いたしまして、法案を要するものでは今後その努力をすべきだと思っておりますが、さしあたりは、孵化業者の登録等につきましては、実は本年度の予算に計上したわけでございます。約三百万円以上であります。生鮮食料品調査会を設ければ十分であらう、表示がむずかしいときは、政府が知事をして

認定せしめるならば足りるであらうというところに最終案は落ちつきましたので、政府案のようなことになっておりますが、その間を考えますと、孵化業者の登録運用よろしきを得れば、一般農民の保護になり、優良ひなの配給を受け、販売を受ける養鶏農家の保護になりますので、予算の計上等ともならみ合わせますれば、そういうこともい一つの方法ではないかと思ふのであります。また、研究中のことにつきましても、養鶏、鶏卵、鶏肉ばかりでなしに、生鮮食料品あるいは家畜で、こうして調査研究をお願いしておりますが、さらにこの両調査会の御答申を、養鶏専門の審議会等があり仮定すれば、そこでさらにこまかく検討をするのはいいことじゃないか。また卵価、鶏肉の需給及び価格の調整等も、私も、本法案によりましては、駄鶏の淘汰を上手にするのと、種卵あるいはひなの生産の調整を上手にやるのが今の段階じゃないかと思つて、本法案を提案いたしましたのでございまして、先ほど申し上げました両調査会の御意見等を骨子にしまして、具体的に鶏卵、鶏肉等の需給、価格等について御審議を賜

わると、それに応じて、先ほど申しました予算、政府資金等を制度化して計上いたしまして、それをもって施策をしようとするこの裏打ちになるような、種鶏、孵化業者及び養鶏一般の経営をする農家、これは大規模、小規模の農家、両方ありますが、いかなる経営にてもよろしい、経費を削減するのはどうしたらいいか、そういうようなことについての一番基礎になる、国、県等の助成措置に関する面等は、

精神的に見まして私どもの考えと差はございませんので、このような法案は政府から提案せずに、すなわち法案によらずにやろうと思つておりますが、法案があれば両々相待ってなおよろしいかということも考えられます。また、飼料につきましましては、すでにりっぱな飼料需給安定法並びに飼料の品質改善に関する法律がございますから、これが運用よろしきを得れば、現行法をもちまして十分目的を達し得る。

〔水田委員長代理退席、委員長着席〕  
現に、昨年の同月比にいたしましたも、ふすまも配合飼料も大豆かすも一割方は値下がりしております。供給力は政府の在庫を豊富にいたしました。過般の伊勢湾台風のような大きな打撃を養鶏や飼料業者が受けた場合でも、価格の値上りをはほとんど見ずに済むような運営がございまして、製粉業者あるいは飼料の輸入業者、特に農業団体、さらには重要な飼料製造業者については、現行法の運用よろしきを得れば、おおむね芳賀先生の御意見に沿うようになるか、こういうふうに考

えております。

○芳賀委員 これは政府の方で示した資料ですが、国立の種畜牧場等で改良された鶏の優良品種の産卵個数は、年間平均二百九十個から三百個に達しておる。ところが、一般の養鶏農家の産卵個数は、全国平均と思つて、大体百九十個程度であるということである。これは単に優良種鶏であるかどうかの相違だけで、このような大きな産卵の差異が出るのじゃないかと思ふ。もちろん優良種鶏によって交配された種卵から産卵数の多いひなが

出るといふことはわかりませんが、ただそれだけで三百個、二百個というような差というものは出ないと思ふので、むしろ、一般養鶏農家に当てはめて考える場合は、飼育管理の方法等によって、同じ品種の鶏であっても産卵量において大きな差異が生ずるといふことになると思ふので、こういう点についても、ただ品種の改良だけやれば全国平均の産卵数が上がると断ずるわけにはいかないと思ふのですが、この点いかがですか。

○安田政府委員 御指摘の通りだと思つて、まず養鶏の環境衛生と申しますか、衛生対策が非常に重要でございます。これ、白痢や白血病等が蔓延しやすか、遺伝もいたしまして、非常に能率が落ちるわけでありまして、また、あわせて産卵能力が、現実に国立牧場であれば三百卵ぐらい、一般農家は全部平均すれば百九十個であります。家畜の品種改良としましては、養鶏は畜産の中で最も進んでおるものでありまして、標準鶏として政府案に掲げましたものを上手に飼育管理いたしますれば、鶏そのものはそこまで能力がある。だから、優良種鶏を増産して、改良普及をいたしまして、効率的に種鶏業者、孵化業者、農家の順に配給、販売を受けましたら、三百個と百九十二個の差は一挙に縮まるとは思いません。もう数年で全国平均は二百個をこえ、十年後くらいには二百二十、三十個の目標を達成する見込みが技術的研究で立っております。しかし、これに

ついては、当然お話のように、改良

ついては、当然お話のように、改良

品種の優良鶏が普及することだけでは、その能力を十分に發揮できませんから、各種の措置が要ると思

す。

○芳賀委員 北海道の場合なんか、飼育条件から言うと全国で一番劣悪なんですね。それでも、特別の優良種卵から孵化されたひなの養鶏でなくとも、やや完全な飼育をすれば、年間大体二百五十個ないし二百六十個くらいの産卵は現実にしておけるのです。そうなりますと、ただ種鶏の改良だけを重点にやっても、それでも効果は上がるとしても、全国の養鶏農家に対する、養鶏に對する考え方というものは、さらに濃密にしてもらって、経済的に養鶏というものは農家経済の分野において相当ささえるというふうなPRをやったり、あるいは、鶏舎の設備にしても、あるいはまたそれを販売する場合の集荷、貯蔵とか、販売の方法の改善等を積極的に行えば、これは農家を中心にした生産者側の意欲によって、私は積極的、自発的に種鶏改良等が盛り上がってくるのじゃないかと思うのです。ですから、むしろ一般養鶏農家を対象にした養鶏振興というものを前面に打ち出したを進めるといふことの方が、より効果的であると思えますが、

○小枝政府委員 たいま芳賀委員のおっしゃる通りに、全面的に養鶏振興の熱意を農民層にあふれさせて、そうして農民層全体の養鶏に対する熱意からこれを取り上げるといふことが非常に効果的じゃないかという御意見については、私も同感であるのであります。ただ、私どもの考えておられます

のは、そういうことになる段階といたしまして、まずこのものが完備いたしておりませんと困りますので、基本からまず整えていきたいというふうな考え方から、この法律といたしましては、種卵、種鶏の問題に重点を置きまして、そこから全体にその恩恵が普及するようにというつもりでございます。理想といたしましては、芳賀委員のおっしゃる通りに、農民層に養鶏に對するいろいろな知識、いろいろな考え方が充実して参りまして、そういうふうなところと両々相待っていくことができれば、これが一番いいのではなからうか、こういうふうな考えております。

○小枝政府委員 政府といたしましては、種卵、種鶏の向上によって養鶏の振興をはかるということ以外につきましては、先ほど局長からも申し上げま

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

○小枝政府委員 政府といたしましては、種卵、種鶏の向上によって養鶏の振興をはかるということ以外につきましては、先ほど局長からも申し上げま

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

○小枝政府委員 政府といたしましては、種卵、種鶏の向上によって養鶏の振興をはかるということ以外につきましては、先ほど局長からも申し上げま

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

○小枝政府委員 政府といたしましては、種卵、種鶏の向上によって養鶏の振興をはかるということ以外につきましては、先ほど局長からも申し上げま

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

したように、調査会等によっていろいろな行政措置としてでき得る限りのことをやって、その足らざるを補っていただくという考えでございます。私もまだこれをもって必ずしも完全なものだとは考えておらぬわけでございます。そういう点につきまして、なお委員の皆さんのお知恵を拝借して、将来完全なものを一つやってくる、こういうふうな考えております。

改正案の第一点でございますが、現行法の五条第二項を改正いたされまして、政府が取り扱います輸入飼料の政府の売り渡しは一般競争入札によることを原則にしておりますが、この道をやめる。また、その反面、輸入飼料の売渡は、養畜を行う者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体、すなわち農産団体または連合会だと思ひますが、そのうちで特定に農林大臣の指定するものに対し行うものとするといふことでございますが、濃厚飼料で一般的にも市場に一番たくさん出ておる品物、また同時に政府が操作する濃厚販売飼料行政の最大の対象としたしております。すなわちつきまして、どうしてもし市場になるものはえさ用に主として行くことは性質からいってあります。が、広く一般的に操作をいたしたい、こういう見地からいたしまして、農産団体のみに政府が売り渡すのはむしろよろしいことではないと思ひます。やはり現行法の方がいいんじゃないか。現行法には、「政令で定める特別の事由があるときは、——たとえは災害対策とか他の用途に流れそうな飼料の場合、大豆かすととか専管ふすと称してゐる特殊の規格のふすまでありませうか、そういうものは特定の者に「指名競争契約又は隨意契約によることとができる。」と明文がございまして、現在も、数個の農産団体を中心にしたものに、配合飼料の原料である飼料は飼料製造工場に、これを限定して売っておりまして、十分改正の意のあるところはよく了承できますが、その目的も達し、改正されるためにその操作ができることを削除されることは忌むべきじゃないかと思ひます。

第二の改正点でございますが、これは政府所有小麦の売り渡しに關します。第七條に關する改正でございますが、その改正点といたしまして、「国内の飼料の需給がひつ迫しその価格が著しく騰貴した場合において、政府所有の小麦を飼料需給安定審議会に諮りまして、「政府は——この場合は「農林大臣が」といふことだと思ひますが、農林大臣が「その小麦から生産されるふすまの譲渡又は使用に關し、」その他必要な条件を附することができるといふ規定を改められまして、政府の権限を發動する場合にも少し条件を緩和する。すなわち「飼料の需給及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、政府所有の小麦を売り渡す場合に、飼料需給安定審議会に諮りまして、「ふすまの譲渡又は使用に關し、」必要な条件を附するものとする。」この「ものとする。」というの「ねばならぬ」ということだと思ひます。食糧用として扱ふものが非常にたくさんございまして、食糧用以外におきましても、国内生産の小麦は食糧管理法がありますし、輸入する小麦につきましても食糧用のものが飼料用より多いわけでございますので、政府所有小麦全般から出て参ります小麦粉のことも考慮なくちゃいかぬ。そのふすまの必要のために、特に他の飼料をも含みまして飼料の需給及び価格の安定のため、政府所有の小麦全般について、それから生産するふすまを条件づけるのは、まず第一になすべきことがあるんじゃないか。すなわち、それは、輸入等のことも考慮、供給量を豊富にすることを考へて、そうしてふすまの需給

及び価格の安定をはかるのが第一であろうかと思ひますが、これもして改正する必要はないのじゃないか、ものウエイトから申しまして、飼料も重要なウエイトを持ちますが、政府所有の小麦に關しましては、またそれから出るふすまに關しましては、以上のようなことを主とした理由をもちまして、改正案の方が少し行き過ぎがあるのではないかと意見もあるやに思ひます。

第三点は、第十條の飼料需給安定審議会でございますが、これには従来専門委員がございまして、それを専門委員を置きまして、専門委員は「学識経験を有する者の中から審議会の推薦に基いて農林大臣が任命する。」といふこととございまして、目下は農林省の畜産局がいわば専門委員のよう役目をしてございまして、飼料需給安定審議会の庶務事項を取り扱つてゐるわけでございます。他に別の意見もあるかもしれませんが、専門委員の役目は十分農林省が果しますから、予算もございませんで、必要はないかと思ひます。他に同種類の審議会があるわけでございます。その例は丹羽委員の御質問に對しまして小枝政務次官が御答へになりましたが、その場合に専門委員がある審議会は例なしとしないので、これは置くことにするかと、置いて置かずにやるかという立法意思の問題だと思ひますが、目下、私どもは、今年度は予算がございませぬから、法律に専門委員を設置してはならないと思ひます。その必要はなからうと思ひます。

で、研究いたしました結果の私どもの意見をそのまま申し述べさせていただきますと、以上のようなことになりまして、

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員から御質問の飼料需給安定法の改正をめぐりまして、大体三点の問題らしいのでございまして、政府の方から申し上げますと——この仕事を担当している方から申しますと、大体現行法で差しつかえなからう、かように考へてゐるわけでございます。

○芳賀委員 これは社会党から出してありますし、私が提案の代表になつてゐるので、ここで政府と議論する気はない。法律の改正が行なわれればいい問題ですが、ただ、この法案を出して以来、局長も政務次官もこれを軽く考へてゐるようですが、相当影響があるのですよ。たとえば、飼料業者の關係あるいは国内の製粉業者の關係とか、こういう關係については、相当われわれの考へてゐる以上の影響を与えてゐるわけですよ。

〔委員長退席、高石委員長代理着席〕

また、この法案を出すことによつて、畜産局長も考への中に述べられたが、相当畜産局としてもその後の飼料行政については熱意を持って当たつてゐる。だから、これがなくなるといふじゃないかというところにもなると思ひます。これはやはり今後の審議の結果を見なければわかりませんが、社会党といたしましては、当委員会の理事会等においても、養鶏振興法案とこの飼料需給安定法の一部改正案は不可分の關係に置かれておるものであるからして、これは並行的に審議を進め

て、そして結論についても同時的な結論を出すべきである、そういう紳士的な話し合ひで今日に至つておる。ですから、政府の方であまりそつてなくこういう安定法の改正は必要ないといふようなことになれば、私どもも、やはり、それではその内容の空疎な養鶏振興法案のごときも、これも直ちに法律化する必要はないんじゃないかといふことにもなると思ひます。ですから、その辺の点は、これは局長は事務的に検討の結果を言われたのだから追及しませんが、小枝さんは、政治的な立場でこの二法案をどう扱うべきかと思ひます。その御所見を承りたい。

○小枝政府委員 実はまだ検討中でございます。これは早く私どももいたしましてこの結論を得たいと思ひます。おっしゃる通りに、今日の飼料の問題には、政府といたしましては、鋭意熱意をもつて、この養鶏といふ、あるいはこの畜産全般について重大なこれらの業界の基礎をなすものと考えまして、常に熱心にやつておるわけでございます。しかしながら、今日業界におきまして、またこの飼料の今日の状況から見ましても、いろいろ今後努力すべき点が多々あることは、申し上げるまでもないこととございませぬ。私どももいたしまして、部内の意思を統一いたしまして、至急にこれに對する結論を得たい、かように考へておるわけでございます。

○芳賀委員 委員長に申し上げます。高石さんは委員長代理で席に着いておられ、委員の出席が少なく、私が質問してゐるわけですが、これは委員会の運営上からいつてもまことに遺憾



なことであつて、成立しておるかいないかということは別に発言する必要はない問題ですが、このような状態で、一体、委員長においても、また自民党の諸君においても、早く通せ通せと言つておるが、審議に全く熱意を失つて、こういう状態で法案の審議ができるかどうかという点について、委員長にお尋ねしたいと思います。

○高石委員長代理 理事会の申し合わせによりまして、今日は両案とも審議するというような関係で、皆さんそのおつもりでおると思つておるのです。しかし、御指摘の通りことはよくわかります。委員長も、こういうことを心配されて、一応この辺で保留して持ち越したらどうかということでありましたが、芳賀委員御熱心の余り進行したわけがありました。

○芳賀委員 やめてくれといふのですか。

○高石委員長代理 保留するかどうかということですが、今日はこれで散会していただいいていかがですか。——それではきょうはこれで終わります。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十五分散会

昭和三十四年十二月二十五日印刷

昭和三十四年十二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局